

# 共同募金配分金交付基準

(つながりをたやさない社会づくり事業費～生活困窮者への緊急支援活動～)

(令和6年3月)

事業実施年	令和6年度（令和6年9月～12月）
対象団体	<p>主たる活動拠点が愛知県内に所在する次の団体であって、かつ①から⑦までをすべて満たす団体とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【団体】社会福祉法人、更生保護法人、公益社団（財団）法人、一般社団（財団）法人、特定非営利活動法人、法人格を持たない任意団体</p> </div> <p>① 事業実績が1年以上あり、継続的な経営（運営）が見込める団体          ② 団体の定款または会則・規約等を定め、事業報告書、決算書、事業計画書、予算書が整備されている団体          ③ 企業、政治目的を持つ団体、宗教団体などから独立して運営されている団体          ④ 営利を目的とせず、自主的に公益的な活動を行う非営利団体。その活動から生じる利益を構成員に分配しない団体          ⑤ 活動の実績・内容及び財務の状況を自ら公開できる団体          ⑥ 市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力との関わりがない団体          ⑦ 共同募金の趣旨について理解している団体</p>
対象事業等	<p>○ 対象とする事業          日常生活に困難を抱える人たちを支援する活動や、つながることが難しい中であっても、つながることをあきらめず、孤立、孤独の問題など様々なかたちで顕在化している地域課題に取り組む事業。ただし、愛知県内で実施する事業とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>活動例（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭・ひとり暮らし高齢者や生活困窮家庭の支援のための見守りを兼ねた弁当・食材配付活動などの食卓支援や居場所づくり</li> <li>・ひきこもりの状態にある方やその家族への電話やネットを活用した相談支援活動</li> <li>・外国籍、および外国にルーツをもつ人々への支援</li> <li>・福祉施設を退所した児・者の孤立・孤独を解消するための交流</li> </ul> </div> <p>○ 対象としない事業等          ・営利のために行っていると見なされるもの</p> <p>○ 対象としない経費          ・団体の運営費（職員給与、役員への報酬）、事務所の維持費          ・新聞掲載やテレビCMなどへの広告に要する費用（新聞などへの折込料を含む）          ・交際費、接待費、雑費・予備費（使途が不明な経費）          ・その他、本会において不適当と認めたもの</p>
配分申請額	1団体につき30万円以内（万円単位）
その他	<p>○上記以外の事項は「社会福祉法人愛知県共同募金会配分規程」による。          ○配分を受けて行った事業について、愛知県共同募金会及び中央共同募金会のウェブサイト等において情報公開が可能であること。</p>